

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日に当り、翌日発行)

目次  
◆公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

## 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

### 鳥取県公安委員会規則第八号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「雇用者等」を「使用者」に、「第十条の五」を「第十条の四」に改め、「第二十四条」を削る。

第一条第二項を次のように改める。  
2 次の表の上欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。

申 請 書	機 関
運転免許申請書(小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第九十七条第一項第一号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書を除く。)並びに施行規則第十八条の二の規定による限定解除審査申請書及び附則第三項の規定による申請書(以下「限定解除審査申請書等」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第九十七条第一項第一号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免許証更新申請書、運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書及び指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付した限定解除審査申請書等	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は米子警察署

第五条の見出し中「緊急自動車等」を「緊急自動車」に改め、同条第一項中「又は第十四条の二第二号に規定する指定」を「の規定による指定(以下「緊急自動車の指定」という。)」に改め、同条第二項を次のように

改める。

2 公安委員会は、緊急自動車の指定をしたときは、別記様式第二号の二の指定証を交付するものとする。

第五条に次の四項を加える。

3 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車に指定証を備え付けなければならない。

4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第二号の三の届出書により、速やかに公安委員会に届出て、指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第二号の四の申請書により、指定証の再交付を申請することができる。

6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなつたとき、又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該指定証を公安委員会に返納しなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(緊急自動車の届出)

第五条の二 令第十三条第一項の規定による届出は、別記様式第二号の届

出書を公安委員会に提出してしなければならない。

2 公安委員会は、前項の届出書を受理したときは、別記様式第二号の二の確認証を交付するものとする。

3 第一項の届出をした者は、当該届出に係る自動車に確認証を備え付けなければならない。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の届出をした者について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定証」とあるのは「確認証」と、同条第六項中「当該指定」とあるのは「当該届出」と、「指定証」とあるのは「確認証」と読み替えるものとする。

(道路維持作業用自動車の届出等)

第五条の三 前条の規定は、令第十四条の二第一号の規定による届出について準用する。この場合において、前条第四項において準用する第五条第四項から第六項までの規定中「緊急自動車」とあるのは、「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

2 第五条の規定は、令第十四条の二第二号の規定による指定について準用する。この場合において、第五条中「緊急自動車」とあるのは、「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

第七条中「第十八条」を「第十八条第一項第五号」に改め、同条第一号中「五メートル」を「十メートル」に改め、同号ただし書を削り、同条第二号中「赤色」を「橙色又は赤色」に、「五十メートル」を「百メートル」に、「点灯」を「点燈」に、「確認できる反射器、反射性テープその他の反射物(その幅が五十センチメートル以上の軽車両にあつては、二個)」を「容易に確認できる反射器材で反射光の色が橙色又は赤色であるもの」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「こえて」を「超えて」に改め、同条第一号イ中「自転車」を「二輪又は三輪の自転車」に改め、「交通ひんばんな場所においては」を削り、「ただし、」の下に「十六歳以上の運転者が」を加え、同号ロ中「自転車」を「二輪又は三輪の自転車」に、「以上の」を「超える」に改め、同条第二号及び第三号中「こえない」を「超えな

い」に改め、同条第四号中「こえて」を「超えて」に改める。  
第十号中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。  
「第三章の二 雇用者等の義務」を「第三章の二 使用者の義務」に改める。

第十号の二の見出し中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同条前段中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の二第三項」に改め、「規定による」の下に「安全運転管理者の選任又は解任の」を、「二通を」の下に「公安委員会に」を加え、同条に次の二項を加える。

2 法第七十四条の二第三項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第四号の二の届出書二通を公安委員会に提出しなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

3 前二項の届出書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者である場合は、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第五号第一項に規定する登録証明書の写し）
- 二 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第二項の規定による認定通知書の写し

三 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第二項の規定による認定通知書の写し

四 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第二号に規定する書面で、安全運転管理者又は副安全運転管理者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの  
第十号の三の見出し中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同条第一項中「第九条の五第二号」を「第九条の九第一項第二号又は第二項第二号」に改める。

第十号の四の見出し中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同条中「第七十四条の二第三項」を「第七十四条の二第四項」に、「別記様式第五号の四」を「別記様式第六号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条の五を削る。  
第十五条中「当該」を「同表の」に、「行なう」を「行う」に改め、同

条の表中

大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、 原動機付自転車免許、牽引免許、大型特殊自動車 第二種免許、牽引第二種免許及び仮免許	そのつど公安 委員会が指定す る場所
--	--------------------------

を

小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許	鳥取県警察本 部運転免許課、 鳥取県自動車運 転免許試験場又 は米子警察署
大型特殊自動車免許、牽引免許、大型特殊自 動車第二種免許、牽引第二種免許及び仮免許	その都度公安 委員会が指定す る場所

に改

める。  
 第二十三条の見出し中「雇用者」を「使用者」に改め、同条中「第八  
 条の三」を「第八八条の四」に、「雇用者」を「使用者」に、「行なう」  
 を「行う」に改める。  
 第二十四条を削る。  
 別記様式第二号及び別記様式第二号の二を次のように改める。

別記様式第2号 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

用 途		鳥取県公安委員会 殿	
		(緊急自動車) (道路維持作業用自動車) (指定申請書) (申請者) (届出者) 住所又は所在地 氏名又は名称 ④	
自動車 使用する者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
自動車の種類、 車名及び型式	種 類		
	車名・型式		
自動車登録番号 又は車両号			
自動車の使用の本拠 の位置及び名称			
自動車の装備の状況			

別記様式第2号の2 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

(表)

(指定)番号 第 号 (届出)番号 第 号 (緊急自動車)(指定証) (道路維持作業用自動車)(届出確認証)		年 月 日
鳥取県公安委員会 圖		
下記のとおり(緊急自動車)として(届出)のあったことを確認する。		
用途		
住所又は所在地 氏名又は名称		
自動車の種類、 車名及び型式	種類	車名・型式
自動車登録番号 又は車両番号 自動車の使用の本拠 の位置及び名称		

(裏)

備考

- この指定証(届出確認証)は、緊急自動車又は道路維持作業用自動車に常に備え付けておくこと。
- 記載事項に変更を生じたときは、速やかに訂正を受けること。
- この指定証(届出確認証)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付の申請をすること。
- 緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなつたときは、この指定証(届出確認証)を返納すること。
- 指定証(届出確認証)の再交付を受けた後、亡失した指定証(届出確認証)を発見したときは、当該指定証(届出確認証)を返納すること。

別記様式第二号の二の次に次の二様式を加える。

別記様式第2号の3 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

鳥取県公安委員会 殿		年 月 日
届出者 住所 氏名		Ⓜ
(緊急自動車)・(指定証)記載事項変更届 (道路維持作業用自動車)・(届出確認証)		
指定証・届出確認証の 交付年月日及び番号		
用 途		
変更した事項	新	
	旧	
備 考		

別記様式第2号の4 (第5条、第5条の2、第5条の3関係)

鳥取県公安委員会 殿		年 月 日	
届出者 住所 氏名		Ⓜ	
(緊急自動車)・(指定証)再交付申請書 (道路維持作業用自動車)・(届出確認証)			
再交付申請の理由			
指定証・届出確認証の 交付年月日及び番号			
指 定 届 出 に 係 る 自 動 車	用 途	種 類	車 名 ・ 型 式
		自動車の種類、 車名及び型式	
自動車登録番号 又は車両番号			
備 考			

別記様式第4号 (第10条の2関係)

別記様式第四号を次のように改める。

*整理番号		③	
安全運転管理者に関する届出書			
鳥取県公安委員会 殿			
届出の日 年 月 日			
ア 安全運転管理者を選任、解任届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更したので		イ 届出者(使用者、代理人等)住所又は所在地	
お届けします。		氏名又は名称 ㊦	
		(電話 局( )一 番)	
ウ 選任年月日	年 月 日	コ 名称	
エ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)	使用の位置(所在地)	(電話 局( )一 番)
オ 資格要件	生年月日(年齢) 明大昭 (歳) 年月日 運転の管理経験 3 1 2年以上 2 公安委員会での教習者1年以上 3 公安委員会の認定	業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 17 自衛隊
カ 職務上の地位	1 使用者 2 課長 3 係長 4 主任 5 その他	サ 使用の本拠における自動車台数	乗用 貨物 計 大(バス等) 普通 軽 大 普通 軽 大型特殊 小型特殊 自動二輪 計 合計 台 台
キ 安全運転管理者が運転免許をもっている場合	免許の種類 年月日 免許番号 交付年月日 交付公安委員会 都府道県 公安委員会交付	シ 運転者数	免許種別 大 型 普通 大 特 軽 自 小 計 1種 2種 1種 2種 1種 2種 軽 二 特 専従 予備 人 人
ク 安全運転管理者の勤務態様	勤務 日勤 隔日 その他( ) 補助者の有無 なし あり( 名)	ス 前安全運転管理者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )
ケ 安全運転管理者の経歴	勤務期間 勤務所名 職名 年月日 から 年月日 まで 年月日 から 年月日 まで 年月日 から 年月日 まで 年月日 から 年月日 まで	備考	

別記様式第4号の2 (第10条の2関係)

別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

*整理番号		副	
副安全運転管理者に関する届出書			
鳥取県公安委員会 殿			
		届出の日	年 月 日
ア 副安全運転管理者を選任、解任届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更したので		イ 届出者(使用者、代理人等)住所又は所在地	
お届けします。		氏名又は名称	
		(電話 局( )一 番)	
ウ 選任年月日	年 月 日		
エ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)		
オ 資格要件	生年月日(年齢) 明大昭 ( 歳 ) 年 月 日	安全運転管理者の名	
	1 運転の管理経験1年以上	2 運転の経歴期間3年以上	3 公安委員会の認定
カ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以 3 係長 4 主任 5 その他		
キ 副安全運転管理者が運転免許をもっている場合	免許の種類	免許年月日	交付年月日
	交付公安委員会	都府道県	公安委員会交付
ク 副安全運転管理者の勤務様	勤務期間	日勤 隔日	その他( )
	補助者の有無	なし	あり( 名 )
ケ 副安全運転管理者の経歴	勤務期間	勤務所名	職名
	年月日 から 年月日 まで		
	年月日 から 年月日 まで		
	年月日 から 年月日 まで		
	年月日 から 年月日 まで		
備考			

使用の本拠	名称										
	位置(所在地)	(電話 局( )一 番)									
業種別	業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 17 自衛隊									
	乗用貨物	乗用	普通	軽	大型	普通	軽				
サ 使用の本拠における自動車台数、運転者数	自動車台数	大型(マイクロー等)	普通	軽	大型	普通	軽	大型特殊	小型特殊	自動二輪	計
	合計	合計						合計	合計	合計	合計
シ 運転者数	免許種別	大型1種	大型2種	普通1種	普通2種	大型1種	大型2種	軽	自二	小特	計
	専従										人
ス 前副安全運転管理者	予備										人
	解任年月日	年 月 日									
氏名	氏名										
	解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )									



「安全運転管理者要件該当認定申請書」及び「安全運転管理者要件該当認定申請書」に添付する。

「安全運転管理者要件該当認定通知書」及び「安全運転管理者要件該当認定通知書」に「第9条の3第2号に規定する安全運転管理者」及び「第9条の9第1項第2号に規定する安全運転管理者」並びに「第9条の9第2項第2号に規定する副安全運転管理者」を添付する。

「安全運転管理者要件該当認定通知書」に「第9条の3第2号に規定する安全運転管理者」及び「第9条の9第1項第2号に規定する安全運転管理者」並びに「第9条の9第2項第2号に規定する副安全運転管理者」を添付する。

「安全運転管理者要件該当認定通知書」に「第9条の3第2号に規定する安全運転管理者」及び「第9条の9第1項第2号に規定する安全運転管理者」並びに「第9条の9第2項第2号に規定する副安全運転管理者」を添付する。

「第108条の4」に「違反事実の概要」

違反事実の概要	違反事実の概要
---------	---------

「第108条の4」に「違反事実の概要」

違反事実の概要	違反事実の概要
---------	---------

昭和五十二年十一月一日から施行する。